

# 嘉麻市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成 27 年 9 月 18 日

規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の施行に関し、法及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省令・国土交通省令第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第 2 条 市民は、適正に管理されていないと認められる空家等を発見したときは、市に対し、その情報を提供することができる。

2 前項の情報提供については、空家等に関する情報提供書（様式第 1 号）を市長に提出する方法又は口頭その他の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第 3 条 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 立入調査は、空家等の敷地に立ち入り、原則として外観目視調査及び施錠確認調査により行うものとする。ただし、外観目視調査のみで調査の目的を果たせない場合は、当該空家等の内部に立ち入り、柱や梁等の状況の確認をすることができるものとする。

3 立入調査は、法の施行に必要な限度において行うものとし、空家等の状態等の確認については別表第 1 及び別表第 2 により行うものとする。

4 法第 9 条第 4 項の規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第 3 号）とする。

(一部改正〔平成 30 年規則 26 号〕)

(特定空家等の通知)

第 4 条 市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、特定空家等該当通知書（様式第 4 号）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができないときは、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による通知を行った場合において、当該特定空家等

の所有者等が必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善されたと認めるときは、特定空家等状態改善通知書（様式第5号）により当該所有者等に対し通知するものとする。

（追加〔令和4年規則22号〕）

（助言又は指導）

第5条 法第14条第1項の規定による助言は、当該空家等の所有者等に対し、原則として口頭により行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による指導は、指導書（様式第6号）により行うものとする。

（一部改正〔令和4年規則22号〕）

（勧告）

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（一部改正〔令和4年規則22号〕）

（命令）

第7条 法第14条第3項に規定する命令は、命令書（様式第8号）により行うものとする。

2 法第14条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第9号）によるものとする。

3 法第14条第4項に規定する意見書は、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第10号）によるものとする。

4 法第14条第5項の規定による請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（様式第11号）により行うものとする。

5 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（様式第12号）により行うものとする。

（全部改正〔令和4年規則22号〕）

（代執行）

第8条 法第14条第9項の規定による代執行を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第13号）により行うものとする。

2 代執行に係る代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第14号）により行うものとする。

3 代執行に係る代執行法第4条の規定による証票は、執行責任者証（様式第15号）とする。

4 代執行に係る代執行法第5条の規定による命令は、代執行費用納付命令書（様式第16号）により行うものとする。

（一部改正〔平成30年規則26号〕）

（標識の設置）

第9条 法第14条第12項の規定による標識の設置は、標識（様式第17号）により行うものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるそれぞれの規則に規定する旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則（令和4年3月15日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（一部改正〔平成30年規則26号・令和4年22号〕）

老朽家屋不良度評定基準

所在地	調査日	調査員
嘉麻市	年 月 日	

評定区分	評定項目	評定内容		評点	最高評点
① 構造一般の程度	基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		45
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
② 構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又は梁	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ウ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100		
	外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地が露出しているもの	15		
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
	屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりがあるもの	15		
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木等が腐朽又は軒が垂れ下がったもの	25		
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
	③ 防火上又は避難上の構造の程度	外壁	ア 延焼のおそれがある外壁があるもの	10	
イ 延焼のおそれがある外壁の壁面数が3以上あるもの			20		
屋根		屋根が可燃性材料でふかかれているもの	10		

④ 排水設備	雨水	雨樋がないもの	10		10
--------	----	---------	----	--	----

備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

合計	点
----	---

別表第2（第3条関係）

（全部改正〔令和4年規則22号〕）

実態調査表

【山田・稲築・碓井・嘉穂 地区】

調査番号	No.			
調査実施日 時	年 月 日	:	調査員 名	
調査物件所 在	嘉麻市			
表札氏名	(有・無・確認不可) 氏名			
管理責任所 在	所有者		納税管理人・代表相続人	
土地	住所		住所	
	氏名		氏名	
建物	住所		住所	
	氏名		氏名	
建物の区分	住宅 店舗 事務所 物置 納屋 畜舎 (その他 確認不可)			
構造	木造 コンクリート 軽量鉄骨(スレート・瓦)(1階建 2階建 確認不可)			
建物の状況	《点検項目》	有	無	
	居住の気配			(洗濯物、カーテン、履物等の有無の状況を参考に判断)
	建物の傾き			小さい 中程度 大きい 目視確認不可
	外壁の破損			小さい 中程度 大きい 目視確認不可
	屋根の破損			小さい 中程度 大きい 目視確認不可
	窓ガラス破損			小さい 中程度 大きい 目視確認不可

	雨戸の破損			小さい	中程度	大きい	目視確認不可
	電気メータ			動作あり	動作なし	本体無くカバーのみ	目視確認不可
	郵便物等の状態						目視確認不可
	表札等の有無						目視確認不可
敷地の状況	門扉の有無						目視確認不可
	塀、生垣、フェンス						目視確認不可
	雑草管理の有無						目視確認不可
	庭木管理の有無						目視確認不可
	接道状況			近い	中程度	離れている	
老朽度判定	≪空き家の老朽程度≫ 不良住宅 大 中 小 無 目視確認不可						
	判定評価：0～24点→無、25～49点→小、50～74点→中、75～99点→大、100点以上→不良住宅						
現状写真	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.
近所の聴取り	空き家になった時期（ 10年以内 30年以内 50年以内 50年以上 ）						
	所有者や関係者住所、連絡先（ ）						
≪特記事項≫ ..... ..... .....							

嘉麻市長 様

住 所

氏 名

連絡先

空家等に関する情報提供書

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

空家等の状態	空家等の場所
	《 地図等 》
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
《 備考 》	

※ できるだけ詳しい空家等の状態をご記入ください。また、最寄りのバス停や公共建物など目印となるものを地図に記してください。



様式第2号（第3条関係）  
（全部改正〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 立入調査実施通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により、下記のとおり立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

#### 記

1 立入調査の対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 立入調査の日時 年 月 日 時から

3 立入調査の事由及び内容

4 担当課及び連絡先

様式第3号（第3条関係）

（全部改正〔令和4年規則22号〕）

（表面）

		第 号
立入調査員証		
所 属		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">刻 印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">(写真)</div>
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）		
嘉麻市長		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div>

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（立入調査等）

第9条 略

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等とその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

※証明書の大きさは、縦 8 0 mm 横 1 0 0 mm

様式第4号（第4条関係）  
（全部改正〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 特定空家等該当通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められますので、嘉麻市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則第4条第1項の規定により通知します。

#### 記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 特定空家等と認められる理由
- 3 担当課及び連絡先

#### 備考

- ① 上記の特定空家等の状態を改善する措置を実施した場合は、遅滞なく担当課まで報告してください。
- ② 上記の特定空家等の状態が改善されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項の助言又は指導を行うことになりま

す。

様式第5号（第4条関係）

（全部改正〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 特定空家等状態改善通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」でないと認められますので、嘉麻市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則第4条第2項の規定により通知します。

引き続き、適切に管理していただきますよう、お願いいたします。

#### 記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 特定空家等でないと認めた日 年 月 日

3 特定空家等でないと認められる理由

4 担当課及び連絡先

様式第6号（第5条関係）  
（全部改正〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 指 導 書

あなたが所有又は管理する下記の特定空家等は、特定空家等の状態が改善されていないため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項の規定により指導します。

### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 措置の期限 年 月 日
- 5 担当課及び連絡先

備考

- ① 上記4の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく担当課まで報告してください。
- ② 上記4の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置を実施しなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。



様式第7号（第6条関係）  
（全部改正〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 勸告書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して必要な措置をとるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても当該措置がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第2項の規定により勸告します。

### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者及び連絡先
- 5 措置の期限 年 月 日

## 備考

- ① 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告してください。
- ② 上記 5 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 3 項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ③ 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 349 条の 3 の 2 の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第 8 号（第 7 条関係）

（全部改正〔令和 4 年規則 2 2 号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 命 令 書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、  
年 月 日付け 第 号により、同法第 1 4 条第 3 項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

### 記

#### 1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

構 造

規 模 建築面積 ・ 延べ床面積

所有者等の住所及び氏名

#### 2 命令に係る措置の内容

#### 3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者及び連絡先

5 措置の期限 年 月 日

備考

- ① 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ② 本命令に違反した場合は、同法第16条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- ③ 上記5の期限までに上記2の措置を実施しないとき、実施しても十分でないとき、又は実施しても同期限までに完了する見込みがないときは、同法第14条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ④ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、嘉麻市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ⑤ この処分については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は、嘉麻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記④の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第7条関係）

（全部改正〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 命令に係る事前の通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、  
年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第3項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命ずることになりますので、同法第14条第4項の規定により通知します。

なお、あなたは、同法第14条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、嘉麻市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5 意見書の提出期限                      年      月      日

備考

上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告  
をすること。

様式第10号（第7条関係）

（全部改正〔令和4年規則22号〕）

年 月 日

嘉麻市長 様

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに  
代表者の氏名）

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

### 命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対し、  
空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定により、下記の  
とおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

#### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 命令に係る事前の通知に対する意見
- 3 自己に有利な証拠の提出の有無 有 ・ 無

#### 備考

- ① 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、添付し  
てください。

- ② 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- ③ 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。



様式第11号（第7条関係）

（全部改正〔令和4年規則22号〕）

年 月 日

嘉麻市長 様

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに  
代表者の氏名）

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

### 命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対し、  
空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項の規定により、意見書  
の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

### 記

#### 1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

#### 2 意見の聴取に出席しようとする者の住所、氏名及び連絡先

### 備考

① 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、添付し  
てください。

② 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付して  
ください。

様式第12号（第7条関係）

（全部改正〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日付けの命令に係る事前通知に対する意見聴取請求書により請求のありました公開による意見の聴取について、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第6項の規定により実施しますので、同条第7項の規定により通知します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 意見聴取の日時及び場所

日 時 年 月 日 時 分から

場 所

備考

- ① この通知書を持参の上、出席してください。

- ② 代理人が出席する場合は、代理人であることを証する書類を提出してください。
- ③ 証人を出席させる場合は、あらかじめ届け出てください。
- ④ あなた又は代理人が、やむを得ない事由により出席することができなくなったため期日の変更を希望する場合は、期日の前日までにその旨を届け出てください。
- ⑤ 正当な理由なく意見の聴取に出席しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなします。

様式第13号（第8条関係）  
（追加〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号により、あなたが所有又は管理する下記の特定期空家等について下記の措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに実施しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定により、下記の特定期空家等について下記の措置を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

#### 1 特定期空家等

所在地

用 途

構 造

規 模 建築面積 ・ 延べ床面積

所有者等の住所及び氏名

#### 2 命令に係る措置の内容

## 備考

- ① この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、嘉麻市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ② この処分については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は、嘉麻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記①の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第8条関係）  
（追加〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 代執行令書

年 月 日付け 第 号により、あなたの所有又は管理する下記の特定期間等について 年 月 日までに必要な措置をとるよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が実施されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

### 記

#### 1 対象となる特定期間等

所在地

用途

構造

規模 建築面積 ・延べ床面積

所有者等の住所及び氏名

#### 2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

### 3 執行責任者及び連絡先

### 4 代執行に要する費用の概算見積額 円

#### 備考

- ① この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、嘉麻市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ② この処分については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は、嘉麻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記①の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号（第8条関係）  
（追加〔令和4年規則22号〕）

（表面）

第 号
執行責任者証
執行責任者職氏名
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。
年 月 日
嘉麻市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
記
1 代執行をなすべき事項
2 代執行をなすべき時期
年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋） 第14条 略 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 略  行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋） 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。
--



※証の大きさは、縦 8 0 mm 横 1 0 0 mm

様式第16号（第8条関係）  
（追加〔令和4年規則22号〕）

第 号  
年 月 日

様

嘉麻市長



### 代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理する下記の特定期空家等について代執行を行いましたので、行政代執行法第5条の規定により、下記のとおり代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、納付期限までに納付されないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができることを申し添えます。

### 記

1 代執行を行った特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 代執行の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 納付金額 円

5 納付内訳

6 納付期限 年 月 日

様式第17号（第9条関係）  
（追加〔令和4年規則22号〕）

標 識

下記特定空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定により措置をとることを、  
年 月  
日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用 途
- 2 命令に係る措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者及び連絡先
- 5 措置の期限 年 月 日